

社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会
女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画

令和7年3月25日

当会には、時期的に業務が集中し、法定の限度時間を超えて勤務が強いられる業務が存在し、家庭生活との両立を損なうだけでなく、これに従事する職員の心身の健康を損なう恐れがある。エッセンシャルワークであるがゆえに、安易にサービス提供を拒めないといった事情を踏まえてもなお、有効な対策を講じる必要がある。また、近年、ハラスメントを遠因とする心身の不調を訴える者も目立ち始めており、事案が顕在化しにくいものであることを踏まえ、相談しやすい環境整備を行う必要がある。そこで、下記のとおり行動計画を策定し、令和7年4月から取り組むこととした。

記

1 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日（3か年）

2 目標と取り組む内容

目標1 全ての職員について、時間外労働が限度時間（45時間）（労働基準法第36条第3項及び第4項）の範囲内で収まるようにする。

1. 限度時間を超えた勤務が生じる業務及び生じる時期・状況を把握する。
2. 当該業務を所管する管理職（主幹係長及び課長）に改善策の策定を求める。
3. 改善策を課長会議にて審議・決定し、実行する。

目標2 ハラスメントに関する窓口を明確にし、改めて職員全員に、少なくとも3回周知する。

1. 窓口の種類を定める（TEL・メール等）
2. 窓口としての役割を明確にするとともに、相談があった場合の手続きを再確認する。
3. 窓口を周知する方法を定める。
4. 窓口を通じて得られる相談件数を把握する。

目標3 育児休業・介護休業の相談窓口を充実する

1. 育児休業・介護休業その他、育児及び家族介護を支援する制度を整理し、わかりやすいパンフレットを作成する。
2. 育児休業等の両立支援の窓口を定め、パンフレットに明記する。
3. パンフレットを全職員に周知する。